

宝治元年『院御歌合』表現論

位 藤 邦 生

本稿は宝治元年『院御歌合』を表現論の視点から分析する試みである。主に佐藤恒雄氏の大著『藤原為家研究』⁽¹⁾特に「序章 後嵯峨院の時代」に学びながら、残された問題を検討したい。

本歌合は十題である。最初にこの歌題の性格について検討しよう。

引用した『院御歌合』の本文は永青文庫本（細川家永青文庫叢刊・第八卷）に拠り、そのほかの和歌の引用は『新編国歌大観』（CD-ROM版）および『新編私家集大成』（CD-ROM版）に拠る。

一 早春霞（春） 元仁二年（嘉禄元年、一二二五）三月二十九日に九条基家邸で催された『詠三十首』に見られる歌題で、定家、家隆、慈円、隆祐らの作品が現存する。それ以前の用例は見つけ得ていない。「早春霞」には後嵯峨院政の初発を祝う隠喩があり、歌合参加者の全員がそれを承知していたかと思われるが、作品に直接の表出はない。かつて順徳院の命によって詠進された『建保名所百首』（『内裏名所百首』とも、建保三年十月成立）中、水無瀬川に、定家は

春の色をいく万代かみなせ川霞のほらの苔のみどりに（『拾遺愚

草』一二一七）

と詠んでおり、「霞のほら」は仙洞御所（ここでは水無瀬離宮）を指していた。

二 山花（春） 歌題としての「山花」は『藤原親盛集』が初出かと思われるが、良経の『秋篠月清集』（二〇二二）家隆の『壬二集』（二〇四四・二〇四六）のほか、定家、雅経も『御室五十首』中に「山花」題の歌を詠んでおり、為家も『院御歌合』に先立つ貞永元年（一二三二）「内裏当座」歌会に

山花

山たかみふきくる風のにほはずは 尾上の雲を花と見ましや
（『大納言為家集』一六九）
を残している。

三 五月郭公（夏） 『大納言為家集』（三四六）に

五月時鳥

宝治元年仙洞十首歌合

身をなけく泪は時もわかれぬに さ月にきなくほととぎすかな
が収載されている。先行する私家集『俊頼集』『実国集』には「閏五月郭公」の題が見られるが、「五月郭公」は『院御歌合』が初出か。
四 初秋風（秋） 正治二年（一二〇〇）『石清水若宮歌合』や建保元年（建暦二年、一二二二）『松尾社歌合』の歌題に「初秋風」があり、良経、慈円、雅経、定家らの作品が残されている。後鳥羽院にも同題の歌がある。

松尾歌合に、初秋風

あらたまのことしもなかはいたつらに 涙かすそふ荻の上風
『拾遺愚草』二二三三三

五 海辺月（秋） 早い例は、為業入道（寂念）が催した歌合における頭輔の歌の題や、源師光が小野宮で開いた歌合の題、また『千載和歌集』秋歌上・二九一に載る

海辺月といへるころをよめる

俊恵法師

ながめやる心のはてぞなかりけるあかしのおきにすめる月影

などだと思われるが、『新古今和歌集』には

和歌所の歌合に、海辺月を

藤原家隆朝臣

秋の夜の月やをしまのあまのはらあけがたちかきおきのつりぶ

ね（秋歌上・四〇三）

和歌所歌合に、海辺月といふ事を

前大僧正慈円

和歌のうらに月のでしほのさすまに夜なくつるの声ぞかなし

き（雑歌上・一五五六）

もしほくむ袖の月かげおのづからよそにあかさぬすまのうら人

（定家・同右・一五五七）

あかしがた色なき人の袖をみよすずるに月もやどるものかは

（秀能・同右・一五五八）

の四首が、建永元年（一二〇六）七月に和歌所で開催された所謂『卿相侍臣歌合』から採られており、同じ歌合における同題の作品は『後鳥羽院御集』にも入っているので、よく知られていたものと思われる。

六 野外雪（冬） この歌題は『院御歌合』が初出か。『草庵集』など後の歌集には散見される。

七 忍久恋（恋） 勅撰集では『新勅撰和歌集』恋歌二（七四三）

うへのをのこども、忍久恋といへる心をつかうまつりける

ついでに

御製（後堀河院）

よそにのみおもひふりにし年月のむなしきかずぞつもるかひなき

き

私家集では『教長集』（『前参議教長卿集』）に

忍久恋

わが恋の同じ色なる衣手に ぶりぬるなみた猶つゝむかな（恋歌

六五八）

が、「忍久恋」題を最初に使用したものか。新古今時代の用例は見

当たらない。

八 逢不遇恋（恋）

遇不遇恋の心をよめる

左京大夫経忠

ひとよとはいつかちぎりしかはたけのながれてとこそおもひそ

めしか『金葉和歌集』二度本・恋部上・三九七）

逢不逢恋のころを

左兵衛督実能

おもひきやあひみし夜はのうれしさにのちのつらさのまさるべしとは『金葉和歌集』三奏本・恋下・四四〇）
が勅撰集に見える早い例。院政期、鎌倉期の勅撰集、私家集等に頻出する。「逢不遇恋」「会不遇恋」など幾通りもの表記がある。

九 旅宿嵐（羈旅）

石清水歌合に、旅宿嵐といふ事を

（有家朝臣）

岩がねのとこに嵐をかたしきてひとりやねなんさよの中山『新古今和歌集』羈旅・九六一）

がある。当該歌合は建仁元年（一一二〇）十二月に催行された歌合で、「社頭松」「月前雪」「旅宿嵐」の三題であった。同題のもとに作られた定家、慈円の歌も現存している。

十 社頭祝（神祇） 『寂蓮集』『後鳥羽院御集』等に見える歌題で、『秋篠月清集』『拾玉集』には「社頭祝言」の形もある。勅撰集では『続後撰和歌集』収載の、『院御歌合』における後嵯峨院の作が初出。

十首歌合に、社頭祝

太上天皇（後嵯峨院）

わがすゑのたえずすまなんいすずがはそこにかめてきよき心を（神祇歌・五三四）

後嵯峨院の当該歌を撰者の為家は「神祇歌」の部に収載した。「社頭祝」は部立てとしては「神祇」と「賀」で悩むところだが、為家の意図を汲んで「神祇」とした。『千載和歌集』『新古今和歌集』『新勅撰和歌集』神祇歌に「社頭雪」題の歌（それぞれ一二六六、一八九〇・五五一）が採られるなど、他の勅撰集の例に照らしてみても問題はなさそうである。

二

『新編国歌大観』第五巻に『仙洞十人歌合』なる作品が収載され

ている。底本とされた静嘉堂文庫蔵伝民部卿局筆本には「正治二年九月十二日」と注記されているが、『明月記』の記事や『後鳥羽院御集』を参看して、久保田淳氏は「正治二年（一一二〇）の九月か一〇月頃、後鳥羽院の仙洞で催された歌合」とされた。²⁾ 題は次の十題である。

神祇（神祇）、若草（春）、落花（春）、菖蒲（夏）、時鳥（夏）、浦月（秋）、山嵐（秋）、暁雪（冬）、水鳥（冬）、庭松（雑）

これを前項で見た『院御歌合』の歌題と比べてみると、次のようなことが言えようか。

一、『院御歌合』では掉尾の題である「神祇」が、『仙洞十人歌合』では冒頭の題となっている。

二、『院御歌合』では、季（六題、内訳は春2・夏1・秋2・冬1）、恋（二題）、羈旅（一題）、神祇（一題）の構成であるが、『仙洞十人歌合』では、神祇（一題）、季（八題、内訳は春2・夏2・秋2・冬2）、雑（一題）の構成である。

右の歌題と全体の構成に注目して見れば、『院御歌合』は全体として勅撰和歌集に準じた部立てになっていて、十題に過ぎぬとはいいながら、格を重んじた「晴の盛儀」の意識が濃厚である。それに対して『仙洞十人歌合』のほうは、「神祇」を冒頭に立てるなど、菊池仁氏の言う「法樂的要素」が顕著であろう。³⁾ 各季に二題ずつを配し、「恋」「羈旅」を入れぬのも特色となっている。

両歌合の冒頭歌を見てみよう。

一番 早春霞

左勝

女房（後嵯峨院）

いづくより春は来ぬらん天のとのあくるもまたす立霞哉

右

承明門院小宰相

春きてもなを氷しく衣川かすみもいくへたちわたるらん

一番 神祇 左勝

左近少将藤原定家

君をまもる天照神のしるしあればひかりさしそふあきのよの月

右

上総介藤原家隆

みぬよまで心ぞすめる神かぜやみもすそ川のあかつきのころ

両歌合に載せられた歌の全体的な比較は後に行うこととして、とりあえず一番だけの比較から得られる知見を述べてみよう。後嵯峨院の「早春霞」の歌は典型的な祝言で、院政の始発を自ら祝う内容である。一方定家の歌も常套的な神祇歌であるが、末句に「あきのよの月」と限定しているのは、『仙洞十人歌合』の催行が「正治二年（一一二〇）の九月か一〇月頃」であったためであろう。すなわちこの歌合が「神祇」題を冒頭に置くのは、「法樂的要素」の重視だけでなく、「若草」（春）題を冒頭においては歌合開催の時節にはずれることを考慮していたものと思われる。逆に言えば、宝治元年九月に催行された『院御歌合』では、催行の季節は必ずしも重視されず、歌題の選択と歌合全体の構成とがより重んじられたということになる。後嵯峨院の歌（左）に合わせられた小宰相の歌（右）は、晴の

歌合の一番歌としては異例のものであろう。一首の視点人物は、春が来て周囲に霞が立ちわたったことも知らぬげに、今も衣の袖を涙で凍らせている。この歌は作者小宰相の人生と重ね合わせて受け止められたであろうと、かつて指摘したことがある。⁽⁴⁾佐藤恒雄氏は『院御歌合』について、「野外雪」とか「早春霞」などの題に対して、祝いに寄せて詠んだ歌人が多かったこと自体、この歌合を支配していた雰囲気を見せる」と指摘し、「院の全ての歌に対する過褒」や「祝いに寄せた内容を重視する姿勢」が濃厚である点を指摘しておられるが、小宰相の歌に見られるいわば「私的視点」の提示は、右に述べられた祝言性べつたりの内容への「薬味」、または隠し味として機能している。

一方、『仙洞十人歌合』の冒頭、定家と家隆の歌の番は、祝言性とともに一首の観照性を十分に發揮させて、和歌の文学性を際立たせている。

『仙洞十人歌合』は十題、作者は十人、各題五番で全五十番、萩谷朴氏の『平安朝歌合大成増補新訂五』中「第二部 史論・総説・書志篇」第二章「平安朝歌合の分類」第十二節「結番方法による性格的分類」の、「(1)一切約束のない自由な歌合（いわゆる乱合）で、女房（後鳥羽院）ら十人の作者は左右にわかれず、組み合わせも自由であった。たとえば女房（後鳥羽院）の成績は勝三、持二、負五である。

一方、『院御歌合』は十題、作者は左方が女房（後嵯峨院）以下十

三人、右方が承明門院小宰相以下十三人、計二十六人、各題十三番で全百三十番、萩谷氏分類の「(ホ)分属歌数・結番者・披講順全部一定の歌合」で、女房(後嵯峨院)の成績は勝九、持一であった。

(結番相手の小宰相は負九、持一)。十三組目の嘉陽門院越前と藤原為家(判者)の組み合わせでは、越前が勝九、持一(従つて為家は負九、持一)。『院御歌合』における冒頭番と掉尾番のシンメトリカルな構成は、右の「結番方法」がもたらしたものであり、宝治元年『院御歌合』が披講の場を持たず、為家の後日判を加えて完成されたのも、一作品としての構成面から見れば、まことに好都合であったと言える。

三

『院御歌合』の成立とその背景は次のように考えられている。

寛元元年(一二四六)正月、この年二十七歳の後嵯峨天皇は、四歳の久仁親王(後の後深草天皇)に譲位し、院政を敷いた。翌宝治元年(一二四七)九月頃『院御歌合』が催行された。

一方、『仙洞十人歌合』の成立とその背景は次のごとくである。

建久九年(一一九八)正月、この年十九歳の後鳥羽天皇は、四歳の為仁親王(後の土御門天皇)に譲位し、院政を敷いた。翌々年、正治二年(一二〇〇)九月頃『仙洞十人歌合』が催行された。

後嵯峨院主催の『院御歌合』も、後鳥羽院主催の『仙洞十人歌合』も、開催の重要な目的の一つが、新たに始められた院政を言祝ぎ、

長久を折るためであったことは疑いなく、残された作品の解説からもそのことが言える。ただし、右の比較に見られる小異については、説明の要がある。十九歳で譲位した後鳥羽院について、樋口芳麻呂氏は次のように書かれた。⁽⁵⁾

後鳥羽院の歌は、在位中の作とみられるものは一首も知られていない。天皇時代にもある程度歌書を読み、歌学の教養も身に付け、少しは歌も詠んでいたのではないかと考えたいところだが、資料が皆無である。いまは、上皇になって生じた余裕、自由さのなかで、和歌のおもしろさにも目をひらかれ、心がはげしくひきつけられるようになっていったと推測しておきたい。

残された資料による限り、後鳥羽院が和歌に打ち込むようになるのは、翌々年の正治二年後半からのことで、正治元年には蹴鞠に熱中し、その他諸所の訪問や社寺参詣が頻繁に行われている。後鳥羽院が自らの院政の長久を予祝する歌合(『仙洞十人歌合』)を開いたのが、譲位二年後になったのは、こうした事情によるのであろう。

一方、後嵯峨院の文学活動については佐藤恒雄氏は次のように書かれた。

仁治三年天皇即位後の文学活動を辿ってみると、天皇在位中に和歌御会を催した形跡はほとんどない。寛元三年末までの内裏関係の文雅は、御書所作文会と連句会が主であって、わずかに三年十一月に当座和歌御会が一度見出されるのみである。

佐藤氏は「そのような状況の中で、和歌もようやく仙洞に入り」

と記された後に、宝治元年の和歌行事を列挙し『院御歌合』を含めておられる。宝治元年二十八歳の後嵯峨院にとつては、やや遅い和歌デビューであった。佐藤氏は後嵯峨院が「白河院政期を濃厚に志向していた」点を指摘されたが、佐藤氏が同時に言及されるように、後嵯峨院には「白河院ならびに後鳥羽院の事跡とその御代を理想とする心」があり、『院御歌合』もそうした後鳥羽院敬慕のあらわれの一つであった。よく知られたエピソードだが、『古今著聞集』巻第五（和歌第六）には、「長柄橋の橋柱にてつくりたる文台は、俊恵法師がもとよりつたはりて、後鳥羽院の御時も、御会などにとりいだされけり。一院の御会に、彼の影の前にて、其の文台にて和歌披講せらるなる、いと興ある事也」と記されている。⁽⁶⁾一院は後嵯峨院、彼の影とは清輔所伝の人丸影のことで、これは「白川院、この道御このみありて、彼の影をめして、勝光明院の宝蔵におさめられけり」と書かれているので、後嵯峨院にとつては、文台も人丸影もともに尊敬する先帝たちの遺品であった。

四

宝治元年『院御歌合』について、佐藤恒雄氏は次のように述べている。

ところが、おそらくは為家が人撰に関与していると見られるD歌合とF百首の場合は、かなり事情を異にし、努めて広く歌人を集めようとしたあとがありありと窺える。すなわち、Dでは、

参加者二十六名中、草創メンバーの十一名は一致するものの、それ以外の十五名はEで加わった十五名とは完全に異なった人撰をして、女房六名、蓮生、禅信、信実ら有力歌人を加え、Fでも、その上さらに十七名の新人を登場させ、道助法親王、真観、基家などの有力歌人に加え、女房もおそらくすべてを網羅して九名とするなどし、結局現役の廷臣は十三名に押えられているからである。もちろんそれは来るべき勅撰集を目ざしての措置であったに相違ないが、この二つの催しが、いずれも難陳や披講の場を持たない、その意味で完全なる晴儀とはいえぬ形をとっているのは、なお前述の如き原則と規制が強かったからではないかと思われなくはない。

右の文章中のD歌合が、『院御歌合』で、F百首は宝治二年正月十八日に御覧のあった『宝治百首和歌』である。「前述の如き原則と規制」とは、佐藤氏が「この歌壇が、君側の高級廷臣たちによる内々の会として出発し」「それは文学のための会というより、宮廷行事の一環として催され」「構成メンバーの限定を伴うという意味で甚だ閉鎖的であると同時に、それゆえにまた極めて公的な会だったのである」と書かれている点を指している。

これまでに筆者は、『院御歌合』について、参加者の人選と組み合わせを為家の営為と推定し、その主な理由を、たとえば各題冒頭の後嵯峨院と小宰相の組み合わせ、各題掉尾の嘉陽門院越前と為家の組み合わせは、為家以外には発想しにくいと考えてきた。ここでは、

『院御歌合』の十の歌題選択も為家の仕事と推定したい。一で検討を加えた歌題をもう一度見てみよう。「早春霞」「山花」「初秋風」「海辺月」「旅宿嵐」題は、それぞれ、九条基家邸『詠三十首』、『御室五十首』、『石清水若宮歌合』・『松尾社歌合』、『卿相待臣歌合』、『石清水歌合』で歌題となっており、その殆んどは定家、家隆、慈円、雅経それに後鳥羽院ら新古今時代の代表歌人の歌が複数残っている。

「山花」については、為家の、同題で詠まれた歌で後堀河朝の『内裏当座』（貞永元年、一二三二）における作品も残っていた。

残る歌題の中で、「五月郭公」「野外雪」は（同想の歌題は先例があるものの）『院御歌合』が初出かと思われる。恋の二題「忍久恋」「逢不遇恋」と神祇「社頭祝」題は、先例の絞り込みが難しい。

こうした歌題の設定が和歌を作りはじめて間がない後嵯峨院にできたであろうか。やはり、和歌の家を承し、多くの和歌資料を父祖から受け継いでいた為家こそ、こうした歌題の設定と配列をよくなし得たと思うのである。言うまでもないが、為家が原案を作ったとしても、それをあらかじめ後嵯峨院に示し、院の了承を得ていたであろう。

さて、『院御歌合』の冒頭題「早春霞」の設定に後嵯峨院政の初発を言祝ぎ、御代の長久を祈る意図が籠められていることはすでに述べた。掉尾題「社頭祝」も設定の意図はほぼ同様で、祖神の冥助によつて皇統が長く栄えることを称え、祈念する内容となる。『仙洞十人歌合』の方は、冒頭の神祇歌で先ずは皇室の繁栄を言祝ぎ、最後

の「庭松」題は次の番で始まる。

四十六番 庭松 左持 内大臣（源通親）

ふたばよりはこやの山のみぎりなる玉松がえはひかりさしそふ

右 雅経

たれゆるにながめわびぬるゆふべとておのれやどとふ軒のまつ

風

左の通親の歌は後鳥羽院政の弥栄を祝うものだが、右の雅経の方は雑の恋といった内容である。『仙洞十人歌合』の方が発想の自由度が高く、文芸性に富むと評せようか。

五

ところで本稿では、宝治元年『院御歌合』の比較材料として、とりたてて説明もせぬままに、正治二年『仙洞十人歌合』を用いてきた。両歌合の成立とその背景はすでに三で見たとおりだが、『仙洞十人歌合』についてももう少し説明しておこう。『仙洞十人歌合』からは二首の歌が『新古今和歌集』に採られている。すなわち

落花といふ事を 藤原雅経

花さそふ名残を雲にふきとめてしばしはにはほへ春の山風（春歌下

・一四五、『仙洞十人歌合』十四番右勝）

十首歌合の中に、神祇をよめる 前大僧正慈円

君をいのる心の色を人とはばただすの宮のあけの玉がき（神祇歌

・一八九一、『仙洞十人歌合』四番左勝）

の二首である。五十番百首の歌から二首だけが『新古今和歌集』に入集したのは少ないようだが、必ずしも当該歌合の質が低調だったわけではなく、同じ正治二年には『正治二年院初度百首』がすでに行われ、『新古今和歌集』の成立までには『千五百番歌合』など多くの歌合や歌会があつて、『新古今和歌集』の撰集資料には事欠かなくなつたことが大きな理由であつたろう。(因みに『新古今和歌集』のほかに『仙洞十人歌合』69・家隆)、『続古今和歌集』一首(8・隆信)、『新後撰和歌集』三首(21・隆信、26・忠良、42・定家)、『続千載和歌集』二首(25・定家、73・家隆)、『新千載和歌集』二首(21・家隆、26・忠良)、『新拾遺和歌集』一首(2・家隆)、『新続古今和歌集』一首(19・後鳥羽院)の八つの勅撰集、全十一首であつて、結果的には相当な数にのぼっている。)

ところで、『仙洞十人歌合』から『新古今和歌集』に入集した二首の内、慈円の歌の詞書に「十首歌合の中に、神祇をよめる」とあつたのに注目したい。宝治元年『院御歌合』から『新後撰和歌集』に採られた歌について、撰者為家は、たとえば、

十首歌合に、山花

太上天皇(後嵯峨院)

見ても猶おくぞゆかしきあしがきのよしのの山の花のさかりは

(春歌中・七八)

十首歌合に、五月郭公といへる心をよませ給うける

さとなれていまぞなくなるほととぎすさ月を人はまつべかりけ

り(夏歌・二〇〇)

宝治元年『院御歌合』を本稿では一貫してその名称で呼んできたが、当該作品は伝本によつて複数の名で伝わっている。荒木尚氏が言われるように、『蓮生陳状』には「十首御歌合」と書かれていたので、当時はそのように呼ばれていたものと思われる。本稿で底本として用いた細川家永青文庫本には「十首哥合建長」となっている。なお、建長は永青文庫本に附載されている『蓮生陳状』の奥書「建長五季四月十六日 蓮生」から誤つて記したもので、「十首哥合」が元の標題であつた。

宝治元年『院御歌合』を、詠者の撰進から歌人の組み合わせ、歌題の設定、判定と、実質的に取り仕切つてきた為家は、正治二年に後鳥羽院政の初発を祝つて開催された所謂『仙洞十人歌合』の存在を熟知しており、これを参考にして、後嵯峨院政の初発を記念する『十首歌合』を企画した。(当該歌合の下命者が後嵯峨院であつたにしても、実質的な推進者は為家であつたと思われる。)為家は『仙洞十人歌合』から『新古今和歌集』に採られた慈円の歌が「十首歌合の中に」と記されたことも承知しており、今回の歌合もそれにならつて『十首歌合』と名づけた。(所謂『仙洞十人歌合』がもともと『十首歌合』と呼称された可能性は高く、それにならつて行われた今回の歌合も同じく『十首歌合』と呼称された。永青文庫本の題箋に間違つて「建長」の文字が付されたのも、正治二年の『十首歌合』と區別するためであつたと思われる。)

『院御歌合』が、同じ十題とは言いながら、『仙洞十人歌合』と異なつて、神祇歌の位置を最後に移し、『仙洞十人歌合』では全部の歌題が二字題であつたものを多くは組み題に変更し、各季節すべて二題であつた四季歌の数を變更して、季・恋・羈旅・神祇の順に並べ替へたのは、『院御歌合』における工夫であり、為家の腕の見せ所でもあつた。『仙洞十人歌合』に撰ばれた詠者は、良経、慈円、寂蓮、定家、家隆、雅経、隆信らの名だたる歌人たち、後鳥羽院、源通親、藤原忠良も充分な歌の実力を身につけていた。一方『院御歌合』の行われた宝治元年は定家没後の和歌沈滞期を経て、手練の歌人は為家、俊成卿女、信実、知家（蓮生）くらいのものであつた。そうした状況の中でプロデューサー兼ディレクター藤原為家はよく努めたり、と言ふべきであらう。

「宝治元年『院御歌合』表現論」の標題の下、充分な表現論に筆が及ばなかつた。本論でとりあげた二つの歌合の表現分析は次の課題としたい。

〔注〕

(1) 『藤原為家研究』（平成20年 笠間書院）拙論中佐藤氏の論の引用文はすべて本書による。佐藤氏は「本歌合（筆者注・『院御歌合』で、為家は自詠についてはすべて勝を相手の下野に譲っている」とされるが、「下野」は佐藤氏の勘違いで、正しくは「嘉陽門院越前」である。

(2) 『新編国歌大観』第五卷『仙洞十人歌合』解題

(3) 「新古今」なるものの展開」（『時代別日本文学史事典』一九八九年 有精堂）所載

(4) 「宝治元年『院御歌合』と小宰相」（『国語と教育』第33号 平成20年12月）

(5) 『後鳥羽院—我こそは、にい島守よ—』（王朝の歌人10 一九八五年 集英社）

(6) 日本古典文学大系『古今著聞集』（永積安明・島田勇雄校注）

(7) 『細川家永青文庫叢刊』第八巻解題

(8) 『新古今和歌集』の詞書で「十首歌合」は、本稿中の『仙洞十人歌合』を指しており（一八九一・慈円）他の十首歌合の場合にはたとえ「和歌所十首歌合」（九四一）の如く表記している。

『続後撰和歌集』の詞書中の「十首歌合」は本稿中の『院御歌合』を指し、他の十首歌合の場合は「九月十三夜歌合」（二四七）や「恋十首歌合」（七三二）の如く表記する。『続古今和歌集』で「十首歌合」は『遠島御歌合』を指し（四四一）、前掲の『仙洞十人歌合』は「正治二年十首歌合」（七二六）、『院御歌合』は「宝治元年九月十首歌合」（六九八）と表記する。『続拾遺和歌集』の詞書には「十首歌合」の例はなく、「正治二年、十首歌合に」（二二）「宝治元年十首歌合に」（八二）などの例がある。『続千載和歌集』には「正治二年九月十首歌合に、落花」（一五）の例がある。

煩雑な記述になったが、右にとりあげた歌合を、それぞれの成立当時 ①正式の名称として何と呼んでいたか ②略称あるは別称として何と呼んでいたか、さらに後世、それらの歌合を一つの作品として書写する場合などに ①正式の名称として何と呼んでいたか ②略称あるいは別称として何と呼んでいたか、個別の歌合を、個別の勅撰和歌集の詞書中に記載する場合は、①正式の名称として何と呼んでいたか ②略称あるいは別称として何と呼んでいたか、等の問題が浮上してくる。そもそも個別の歌合に当初から「正式の名称」があつたのか否かも判然としない。右に勅撰和歌集中における二つの歌合の名称を調べた限りでは、個別の正式名称を持っていたとは考えにくい。宝治元年『院御歌合』は、『新編国歌大観』の「解題」(家郷隆文氏執筆)によると「宝治歌合」「宝治二年歌合」「内裡歌合」「後嵯峨院歌合」「宝治二年仙洞歌合」「十首歌合」とも呼ばれているという。「呼ばれ」と言う表現は微妙で、「一つの纏まつた作品としての名称群」か「書名としての名称群」か「さまざまな媒体における呼び名」かは特定できない。勅撰集中には「宝治元年十首歌合」という例もあつた。

歌合については、まだわからないことが多い。今後の課題としたい。